

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士宮市長 須藤 秀忠

市町村名 (市町村コード)	富士宮市 (222071)	
地域名 (地域内農業集落名)	北部地域 (村山、栗倉地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年6月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北部地区の特色として、国道469号線と接し、富士山南陵工業団地が進出して産業集積が進む一方、農業については耕作地は緩やかな傾斜地にあり、主に茶畑や畑地帯を形成している。また一部では酪農も行われるなど農地利用の多様性も垣間見れる。担い手については、先代から経営基盤を継承した担い手が多い一方、市民等が営農団体を立ち上げ、荒廃農地の開墾や農業学習体験講座を主催するなど、多様な担い手による活動が見受けられる。今後はこうした担い手、非担い手がお互いのメリットを活かしながら、新たな担い手の発掘や特色ある農業の展開が図れるよう、経営基盤の強化および活動に対する伴奏型の支援が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:16名(うち法人3経営体)

主な作物:酪農、露地野菜、花き・花木、施設園芸(いちご)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地利用効率化の推進:
工業立地に伴う交通アクセス、従来の担い手による営農、非担い手による農地利用といった特色を活かし、多様性を活かした農地利用を推進する。加えて中間管理事業を積極的に推進して集積の促進を図る。併せて、畑かん未整備地への基盤整備事業の実施による耕作条件の改善を目指し、地域内の議論を深める。

・産地化の推進:
露地野菜、酪農など、地域における産地化に向け、地域内の議論を深める。

・担い手の確保:
中間管理機構による農地のマッチングを進めつつ、外部から担い手を招聘するなど、積極的な担い手の活用を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>主要な担い手に対しては、経営基盤強化に向けた多方面における支援を図りつつ、農地の利用集積を推進する。中でも酪農に関しては、自給飼料の増産が目標せるよう多方面から支援する。非担い手の種々の活動に対しては、新たな農業スタイルのモデルケースとしてみつつ、半農半Xや下限面積緩和等、農地利用の流動化を加速させるため、市・農業委員会が一体となって制度の周知徹底に努める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農業上利用が行われる農地について、積極的に農地中間管理機構を活用し農地集積を行う。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>中間管理事業をはじめとする農地集積を進めつつ、農作業の効率化と生産性の向上を図るべく、圃場整備等の基盤整備事業等の要望を聴取する。併せて、農地の維持保全管理を進める地元の組織形成や後継者育成など、圃場整備後の体制整備について、関係機関と情報共有を図りながら検討を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市と農協、県が連携し、担い手の外部からの招聘と育成に取り組みつつ、既存集落内の担い手たちの意向に沿った経営農地のあっせん等に取り組む。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在、活用予定はない。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				